

議案第 93 号

令和 3 年度世田谷区一般会計補正予算（第 5 次）

令和 3 年度世田谷区一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正及び区分）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,880,544 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 343,469,408 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令和 3 年 11 月 29 日提出

世田谷区長 保 坂 展 人

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
13 国庫支出金		59,047,850	7,074,749	66,122,599
	01 国庫負担金	47,783,800	2,434,163	50,217,963
	02 国庫補助金	11,251,777	4,640,586	15,892,363
14 都支出金		34,421,758	713,097	35,134,855
	02 都補助金	17,552,081	713,097	18,265,178
18 繰越金		5,431,846	92,698	5,524,544
	01 繰越金	5,431,846	92,698	5,524,544
歳 入 合 計		335,588,864	7,880,544	343,469,408

(単位：千円)

歳 出				
款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
02 総 務 費		31,809,198	70,831	31,880,029
	03 区 民 費	11,930,260	70,831	12,001,091
05 衛 生 費		15,138,588	7,685,713	22,824,301
	01 衛 生 管 理 費	3,401,709	267,886	3,669,595
	03 公 衆 衛 生 費	11,404,217	7,417,827	18,822,044
06 産 業 経 済 費		2,842,951	124,000	2,966,951
	01 商 工 費	2,679,632	124,000	2,803,632
歳 出 合 計		335,588,864	7,880,544	343,469,408

(単位：千円)

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
02 総務費			59,172
	03 区民費	玉川総合支所維持管理	59,172
05 衛生費			4,885,712
	03 公衆衛生費	新型コロナウイルス感染症 ワクチン住民接種事業	4,885,712
07 土木費			94,341
	06 都市計画費	駅周辺街づくりの推進 (鉄道跡地利用)	94,341